

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
78	<p>(5) 過積載車及び分別事業者に対する対応について クリーンセンターにごみを搬入する許可業者の車の過積載の改善が進まないのであれば、道路交通法による過積載の取締りを行う県警への通報を行うなど、過積載の撲滅に向けて一層強い姿勢で臨む必要がある。</p>	<p>直営や委託業者については法令順守の注意喚起を行った結果、過積載の状況は改善されておりますが、今後さらに、許可業者に対しましても、許可更新時等の機会を利用して指導を徹底し、場合によっては県警への通報等も検討してまいります。</p> <p>(廃棄物対策課)</p>	<p>○措置済</p> <p>クリーンセンターから送付される過積載車のデータを基に適切な指導を実施いたします。</p> <p>また、許可業者への説明会の開催や許可申請時において指導をするとともに、県警との連携も図ってまいります。</p> <p>(廃棄物対策課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
114	<p>(3) 旧清掃工場施設の解体の必要性について</p> <p>② 両センター内にある旧施設の休日や平日夜間の防犯の措置を検討すべきである。</p>	<p>②センター内の旧施設については、施錠しており中に入ることはできませんが、両施設の統合に合わせて早急に防犯対策を検討してまいります。</p>	<p>○措置済</p> <p>関係者と協議したうえで、旧三ツ割の施設は侵入防止のため囲いとバリケードを設置し、職員による定期的な巡回を実施しております。</p> <p>門の施設につきましては、機械警備と夜間と休日の定期的な巡回のほか侵入防止の囲いを実施しております。</p> <p>(廃棄物対策課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
33	<p>Ⅲ. 一部事務組合への負担金等の支出について</p> <p>容器包装リサイクル事業から玉山区が対象外になっていることについて</p> <p>容器包装リサイクル事業について玉山区を施策の対象とすることが、市全体としての重要施策であることを市民全体に認知してもらえらることにつながることから、全市を挙げてごみ減量とリサイクル徹底のため、早急に玉山区の実態に合った収集方法等を立案して対象とすべきである。</p>	<p>玉山区での紙製・プラスチック製容器包装リサイクル事業実施については、玉山区とともにごみの中間処理を行っている岩手町と足並みをそろえて実施する必要があることから、引き続き岩手町や岩手・玉山環境組合と分別収集の拡大の実現に向け、協議を進めてまいります。</p> <p>(廃棄物対策課)</p>	<p>●未措置</p> <p>事業主体である岩手・玉山環境組合が中心となり、玉山区、岩手町での紙製・プラスチック製容器包装リサイクル事業導入に向け、事業を導入している施設の見学など、基礎調査や協議を重ねております。</p> <p>(廃棄物対策課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
41	<p>IV. 事業系一般廃棄物の処分手数料</p> <p>事業系一般廃棄物の処分手数料の算定根拠について経済的合理性の観点からは負担率について処分原価を適正に算出した上で、その100%に設定することが望ましいが、事業者の経営圧迫や不法投棄の増加といった懸念があることから、事業者に100%を負担させない処分手数料とした場合には、一般市民の負担額（処分手数料）についての算定根拠及び負担理由を説明する必要がある。</p>	<p>市民に対し、ごみの収集運搬や焼却の経費などと併せて、さまざまな機会を利用して説明いたします。</p> <p>(廃棄物対策課)</p>	<p>○措置済</p> <p>地域での「ごみ減量資源再利用懇談会」や「きれいなまち推進懇談会」等の機会を利用して、ごみ減量と併せ、適切なおみ処理経費について市民に説明しております。</p> <p>今後も引き続きさまざまな機会を利用して情報提供してまいります。</p> <p>(廃棄物対策課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
56	<p>VI. 資源ごみの回収事業</p> <p>資源ごみの回収コストに係る定期的な検討の必要性について</p> <p>集団資源回収はごみ減量や地域コミュニケーションを高めるといった主要な目的はあるが、同時に資源ごみの回収に関する経済合理性の観点からのモニタリングや定期的な検討が必要である。今後は、収集コストの把握、報奨金の適正額等に関する定期的な検討を行うべきである。この検討には、資源ごみの種類ごとの回収コストの試算結果、または資源ごみ全体としての回収コストの試算結果を基準に検討する等様々な方式が考えられるが、行政回収のコストの範囲なども含め、予め検討方法を決めておくべきである。</p>	<p>資源集団回収は、家庭や地域のコミュニケーションが深まり、リサイクル意識が高揚するなどの啓発効果があることから、今後も資源集団回収を積極的に推進することとしており、経済合理性の観点から検討を行う予定はありません。行政回収については、収集品目の混載など収集方法の多様な可能性を検証しながら収集コストの把握を行うとともに、コスト試算の方法等、定期的な検討方法の検討を行ってまいります。</p> <p>(資源循環推進課)</p>	<p>●未措置</p> <p>行政回収の収集コスト試算については、年度ごとや収集方法別に収集運搬費用、再商品化委託料、分別に係る人件費、収集量、売却収入等を対象として試算しているほか、他の方法についても検討しています。</p> <p>(資源循環推進課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成22年度）

テーマ：清掃事業に係る事務の執行等について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
65	<p>(3) 外注契約のあり方について</p> <p>リサイクルセンターと玉山廃棄物処分場は、担当毎に別個に水質検査に係る契約締結している現状は経済性を損ねるおそれがある。業務委託をまとめることにより費用が低減する可能性があるため、業務区分全体の見直しの要否について検討すべきである。</p>	<p>リサイクルセンターにおいては、まとめられるものについて一括して契約しております。玉山廃棄物処分場においては、ダイオキシン類検査業務とそれ以外の水質検査業務をそれぞれで契約する方法としておりますことから、当該業務委託の実施にあたり業務の見直しと調整を図ってまいります。</p> <p>(リサイクルセンター， 税務住民課)</p>	<p>●未措置</p> <p>水質検査の契約について、リサイクルセンターと統合するよう調整を図ってまいります。</p> <p>(リサイクルセンター， 税務住民課)</p>